

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年5月29日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第8号

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 広島県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成4年広島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「第104条の2の3第1項」を「第104条の2の3第3項」に、「同条第3項」を「同条第5項」に、「第104条の2の3第5項」を「第104条の2の3第7項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第104条の2の3第1項の規定による免許の効力の停止及び同条第2項の規定による弁明の機会の付与

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「第89条第2項」を「第89条第3項」に、「第18条の2の2第2項」を「第18条の2の3第2項」に改める。

第13条の見出しを「(免許申請書等の経由先)」に改め、同条中「免許申請書及び」の次に「質問票並びに」を加える。

第14条第2項第3号を次のように改める。

(3) 施行規則第29条の2第2項に規定する特例更新申請書

第14条第2項に次の1号を加える。

(4) 第2号の運転免許証更新申請書及び前号の特例更新申請書に係る質問票

第14条第3項中「施行規則第29条第1項に規定する運転免許証更新申請書又は施行規則第29条の2第1項に規定する運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書」を「前項第2号及び第3号に掲げる申請書並びに同項第4号に掲げる質問票」に改める。

第14条の2の表以外の部分中「第29条の2第2項」を「第29条の2第3項」に改める。

第19条の2中「第18条の2の2第5項」を「第18条の2の3第5項」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

(医師の届出の経由先)

第20条の2 法第101条の6第1項の規定による医師の届出は、第1条の規定にかかわらず

ず、運転免許課長又は各署長を経由して公安委員会に行うことができる。

第24条第2号を次のように改める。

(2) 施行規則第29条の2第2項に規定する特例更新申請書

第24条に次の1号を加える。

(3) 第1号の運転免許証更新申請書及び前号の特例更新申請書に係る質問票

附 則

この公安委員会規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）附則第1条本文に規定する政令で定める日（平成26年6月1日）から施行する。